

令和2年度パトロール隊及びパトロール計画

1 パトロール隊の活動

(1) 散歩パトロール隊

- ア 児童・生徒の登下校時に合わせて散歩を行い、無理なく子どもたちを見守ってください。
- イ 周辺に不審者・変質者等がないかに気を配りながら散歩してください。
- ウ 夜間実施中に点灯していない防犯灯及び街路灯を発見したら、翌日、区事務所に報告してください。
- エ パトロールグッズ（帽子・防犯チョッキ・腕章・笛）を着用してください。
- オ 毎月15日の隊員合同パトロールに参加してください。

(2) ワンワンパトロール隊

- ア 児童・生徒の登下校時に合わせて犬の散歩を行い、無理なく子どもたちを見守ってください。
- イ 周辺に不審者・変質者等がないかに気を配りながら散歩してください。
- ウ 夜間実施中に点灯していない防犯灯及び街路灯を発見したら、翌日、区事務所に報告してください。
- エ パトロールグッズ（帽子・防犯チョッキ・腕章・笛）を着用してください。
- オ 毎月15日の隊員合同パトロールに参加してください。

(3) 子ども見守りパトロール隊

- ア 児童・生徒の登下校時に合わせて家の外に出て、無理なく子どもたちを見守ってください。
- イ 周辺に不審者・変質者等がないかに気を配ってください。
- ウ 夜間実施中に点灯していない防犯灯及び街路灯を発見したら、翌日、区事務所に報告してください。
- エ パトロールグッズ（帽子・防犯チョッキ・腕章・笛）を着用してください。
- オ 毎月15日の隊員合同パトロールに参加してください。

(4) ステッカーパトロール隊

- ① 組長会の際に班長会を実施します。組長会後に各自防犯腕章又は防犯ステッカーを着け、自宅まで防犯パトロールを実施します。
- ② 自家用車のドアに『防犯パトロール実施中』のステッカーを貼ってください。
- ③ 農作業、買い物等の際に、不審者・変質者等がいまいかに気を配ってください。
- ④ 毎月15日の隊員合同パトロールに参加してください。

(5) 隊員パトロール隊

- ① 各自が適宜に区内のパトロールを実施し、不審者及び危険場所の発見に努めてください。
- ② 毎月15日（8月を除く。）に隊員全員で区内のパトロールを実施します。
 - ・ 集合時間 午後8時
 - ・ 集合場所 福谷ハピネスホール
 - ・ 各班に分かれてパトロールを実施します。
- ③ パトロールグッズ（帽子・チョッキ・腕章・笛）を着用してください。
- ④ 夜間は懐中電灯を持参してください。

2 その他

(1) 不審者を見つけたら

- ① 個人では注意しない。
- ② 緊急の場合は、警察（110番）に通報してください。

(2) ボランティア保険

- ① 活動中に万一の場合に備えて、行政区でボランティア保険に加入します。
- ② ボランティア保険は、パトロールグッズを身に着けてのパトロール中にのみ対象となり、それ以外は対象となりませんので注意してください。
- ③ 万が一、活動中にケガ等をした場合は、速やかに福谷ハピネスホール事務室に連絡してください。